むらごいん村御印

種 別 小松市指定文化財 古文書

指定年月日 昭和54年11月2日

所 在 地 佐美町(佐美町々内会事務所)

前田利常は晩年の慶安4年(1651)から明暦2年(1656)にかけて、改作法と呼ばれる農政改革を実施する。改作法により、貧農の救済と年貢納入の徹底が定められた。また、それまで年貢の額は年ごとに変動する検見法を採っていたが、改作法により毎年一定額を納める定免法が採用され、それを示すものとして村御印が交付された。村御印は、その村の納めるべき年貢の額を記し、藩主の印を押して各村に交付されたもので、村支配の象徴とも言えるものである。

この村御印は、明暦2年に佐美村に交付されたものである。本来加賀藩領の村々では、明暦に交付された村御印は、寛文10年 (1670) に村御印が再交付された際に全て回収され、残っていない。しかし、佐美村は万治3年 (1660) に大聖寺藩領に編入されたため、回収を受けずに現存したものとみられている。

加賀藩の明暦の村御印が残っているのは非常に貴重であり、日本の農政史上にも価値の高いものである。

